奈良市立公民館自主グループ活動要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習活動の一環として公民館を定期的、かつ継続的に使用して学習活動を行う自主グループ、団体(以下「グループ」という。)が、グループ相互間の協調を図り、自主的で健全な活動と円滑な運営を行うことを促進するために必要な事項を定めることを目的とする。

(活動目標)

第2条 グループは、公民館と密接な連携を保ち、学習活動により知識・技術の習得を目指すの みではなく、その活動を通じて仲間づくりと地域社会に奉仕する精神を育み、豊かな人間性の 涵養を図り、もって地域の連帯意識を高めることを目標として活動するものとする。

(適格事項)

- 第3条 グループは次の事項に適合していなければならない。
 - (1)文化・教養・体育・レクリエーション等、市民の生涯学習振興を図ることを目的として 組織されたグループであること。
 - (2) 営利を目的とした活動を行わないグループであること。
 - (3)特定の政党・宗教に利害関係のないグループであること。
 - (4) 私塾化した活動を行わないグループであること。

(構成)

- 第4条 グループ構成は、次の基準によるものとする。
 - (1)グループの設立は、公民館が主催する教室の課程を終えた者又は自らのサークル活動の 同好者をもって構成する。
 - (2)グループ外の者が当該グループ活動に参加を希望するときは、その活動に支障のない限 り随時加入させるものとする。
 - (3) グループは原則として10名以上をもって構成する。
 - (4)グループ員は、原則として市内在住者で構成するものとする。

(グループ活動の届出)

- 第5条 グループを設立するときは、その活動を行う公民館へ活動届出書(別紙活動届出書様式) に会則、名簿を添えて届け出なければならない。
- 2 前項の届出による有効期間はその年度内とするが、引続き活動するグループにあっては、新年度の4月1日までに前項の定めによる届出を更新するものとする。
- 3 グループが解散したとき又は届出事項に変更の生じたときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(入会金)

第6条 グループは、入会金を徴収しないものとする。

(グループの育成)

第7条 公民館は、届出グループに対し、施設、設備の貸与のほか、必要に応じグループ活動に 必要な指導、助言などを行い、その育成を図る。 (講師)

第8条 グループの指導に携わる講師は、第2条及び第3条に定める公民館活動の本旨に従い、 所定の学習指導に当たること。

(講師謝金)

第9条 グループがその学習に必要な指導を受けた講師に償う謝金は、公民館が主催する教室の 講師謝金の額に準じるものとする。

(自主グループ連絡会)

第10条 グループは、グループ相互の連帯と円滑な運営を図るため、その活動する公民館においてグループ連絡会を組織し、これに加盟することを原則とする。

(奉仕活動)

- 第11条 グループ員は、次に掲げる事項の奉仕活動を積極的に行うこと。
 - (1) グループ活動により習得した知識、技能は単に自己満足にとどめることなく、広く地域 社会に還元奉仕するよう努めること。
 - (2)公民館又はグループ連絡会が主催する事業の奉仕活動に参加すること。
 - (3)その他の奉仕活動に関すること。

(公民館の使用手続)

- 第12条 公民館の使用手続は、使用日の14日前から前日までに使用許可申請書を、使用する 公民館に提出し、使用許可を受けるものとする。
- 第13条 前条の使用許可を受けたグループが、その使用内容を変更しようとするときは、使用 変更申請書をすみやかに提出し、変更許可を受けなければならない。
- 第14条 公民館の使用の許可を受けたグループが、その使用の取消をしようとするときは、速やかにその旨を届けなければならない。

(使用回数)

第15条 公民館の使用は、1グループ週1回以内とする。ただし、公民館の利用状況により回数を調整することがある。

(使用時における遵守事項)

- 第16条 公民館を使用するグループは、公民館職員の指示に従うほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1)他人に危害を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる物を携帯するほか、他人の迷惑となる行為をしないこと。
 - (2) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
 - (3)建物又は設備を破損したときは、使用グループの責任において実費弁償すること。
 - (4)酒類は飲まないこと。
 - (5)使用後は、公民館職員の指示に従い、清掃と整理整とんを行い、職員の検査を受けた後、 利用者カードに所定事項を記入の上、公民館へ提出すること。

(使用許可の変更又は取消)

第17条 第12条及び第13条の使用手続により、公民館の使用許可を受けたグループが、次のいずれに該当する場合は、使用許可の変更又は取消をすることがある。

- (1)予定されていた公民館主催事業が、緊急な事情により変更実施する場合又は市若しくは 公民館が緊急に使用する必要が生じたとき。
- (2)緊急の事態が生じたとき若しくはそのおそれのあるとき又は工事等、施設管理上支障のあるとき。
- (3)この要綱に反した使用であると認められるとき。

(使用禁止措置)

第18条 グループ活動が、法令又はこの要綱に反した行動であると公民館長が認めたときは、 直ちにその活動を停止させ、改めないときは以後における公民館の使用を禁止する。

(公民館主催事業の優先)

第19条 定期的に公民館を使用しているグループ活動であっても、その使用する時間帯に公民 館が主催する講座等を開催する必要が生じたときは、主催事業を優先する。

附 則

この要綱は、昭和60年12月1日から施行する。